

地方税の控除限度額の計算の特例  
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表六(三)付表(一) 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国税控除限度額 (別表六(二)「15」、別表六の二(二) 付表「9」又は(別表六の二(二)付表 「9」×(32又は33))		1	円		期末従業者数 (28の①)		2	人	
事務所又は事業 所の名称	所在地	3	期末従業 者数 ① 人	法人税割の税率		地方税の控除限度額			
				道府県民 税 ② %	市町村民 税 ③ %	道府県民税 (1)× $\frac{①×②}{(2)}$ ④ 円		市町村民税 (1)× $\frac{①×③}{(2)}$ ⑤ 円	
		4							
		5							
		6							
		7							
		8							
		9							
		10							
		11							
		12							
		13							
		14							
		15							
		16							
		17							
		18							
		19							
		20							
		21							
		22							
		23							
		24							
		25							
		26							
		27							
合 計		28							

## 別表六(三)付表一の記載の仕方

1 この明細書は、地方税の控除限度額の計算につき地方税法施行令第9条の7第4項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は同令第48条の13第5項ただし書（市町村民税の控除限度額）（同令第57条の2（法人等の市町村民税に関する規定の都への準用等）の規定において準用する同令第48条の13第5項ただし書を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「国税控除限度額1」は、次により記載します。

(1) 連結事業年度以外の各事業年度にあつては

別表六(三)の「15」の金額を、各連結事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日までを開始する各連結事業年度を除きます。）にあつては別表六の二(二)付表の「9」の金額を記載します。

(2) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までに開始する各連結事業年度にあつては、地方税法施行令附則第5条の2第2項（控除限度額に関する経過措置）の規定の適用がある場合には「別表六の二(二)付表「9」× $\frac{30}{32}$ 」により計算した金額を、同条第3項又は第4項の規定の適用がある場合には「別表六の二(二)付表「9」× $\frac{23}{25}$ 」により計算した金額を記載します。